

第64号議案関連資料
令和3年度品川区一般会計補正予算

新型コロナウイルス感染症にかかる 養育困難児童の支援事業について

1 事業概要

子育て家庭において保護者が新型コロナウイルスに感染し入院等が必要になった場合に、養育が困難となる児童を支援する体制を整える。

児童の居所または区の指定する施設での預かり期間中は、保育サービス事業者または宿泊事業者に支援業務を委託し、定時検温等を含めた子どもの見守りを行う。

保護者が安心して療養に専念できる環境を整備することで、子育て家庭に対する新型コロナウイルス感染症への対策の強化を図る。

2 利用対象者

下記の要件を満たす児童

- (1) 保護者等が新型コロナウイルス感染症に罹患し入院または宿泊施設での療養を要する。
- (2) PCR 検査によって陰性であることが確認されている。
- (3) 品川区保健所が本事業の利用を必要と認める。

3 実施予定場所

利用対象者の居所 または ファミリーユ西品川子ども未来部分室（西品川 1-16-2）
並行して、区内宿泊施設の居室を確保しての実施について調整。

4 補正予算額

補正額 5,400千円

（内訳）支援委託等経費 4,752千円

設置準備等経費 648千円

（都の養育困難児童の受け入れ体制整備事業補助金(補助率 10/10)の申請を予定)